

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、全従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年10月1日～令和12年9月30日までの5年間

2. 内 容

目標1：育児休業取得率100%及び1ヶ月以上の育児休業取得を目指し、育児休業制度等に関する資料を作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和7年10月～従業員のニーズ把握及び検討開始
- 令和8年 1月～育児休業制度等に関する資料を作成・配布し、全従業員に育児休業制度を周知する

目標2：看護休暇を取得できる子の範囲を小学校4年までに拡大する。

<対策>

- 令和7年10月～①従業員のニーズ、検討開始
 - ②制度導入
 - ③ミーティングや社内通知にて従業員に制度を周知する